長妻昭厚生労働大臣に対する要望書

平成２１年９月

日本のお産を守る会

赤堀彰夫、石井廣重、衣笠万里、木内敦夫、

田中啓一（代表）、前田津紀夫、船橋宏幸　代表住所：

京都市右京区嵯峨釈迦堂門前瀬戸川町４－８

[要望趣旨]

日本の分娩の９９％をになうのは産婦人科医です。全国各地に展開する開業産科診療所、中小病院産科、２次病院産科、高次病院周産期センターの連携により周産期死亡率及び母体死亡率において世界有数の水準を保持し続けています。

ところが平成２１年１０月１日から実施予定である出産育児一時金の直接支払制度により、分娩費の医療機関への入金時期が２か月遅れとなるため、約３割の施設が今、経営危機に直面しています。また約１割の施設は廃業に追い込まれようとしています。

そもそもは出産育児一時金の増額という妊産婦に好ましい制度変更がかえって産科施設を失うという皮肉な結末をもたらそうとしているのです。

私どもはこのような事態を避けるため、緊急に以下の３項目を要望しています。

[要望事項]

１．　出産育児一時金の可及的すみやかな入金処理を要望します（せめて産後１週間までに）

２．　現行の事前申請による代理受取制度の存続を要望します（妊産婦にとって直接支払制度と同等の利便がありますが、今回廃止されようとしています）

３．　直接支払制度に伴う事務手続きの簡素化を要望します。

名前	所属	職種